

尾張旭市役所キャリア体験プログラム実施要領

1 実施目的

尾張旭市役所キャリア体験プログラム（旧尾張旭市インターンシップ実習）は、地元の学生等を対象に、学生が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行う制度で、この体験を通じ、自己を正しく認識し、仕事に取り組む姿勢を磨き、就職活動を真摯に行う心構えをつくることを支援することを目的として実施するものです。

なお、本プログラムは採用選考とは、一切関係ありません。

※ 本プログラムは、令和4年6月13日付けで一部改正された「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的な考え方（文部科学省・厚生労働省・経済産業省の3省合意）」のタイプ2に位置づけられる取組みです。

2 対象者

下記の項目のいずれかに該当し、積極的に取り組む意欲のある学生（高校生以上、学年不問）

- (1) 市役所の仕事に興味がある
- (2) 公務員を目指している
- (3) 在学中の専攻に関係のある業務である

3 受入期間

1か所につき原則10日間以内（募集するプログラムによる）

4 実施時期・実施先・実習内容

別紙「尾張旭市役所キャリア体験プログラム実施計画表」による

※ 詳細な日程や内容は、受入部署と調整の上、決定します。

5 参加費用

無料（賃金、通勤費、食費、災害保険等の費用は支給しません。）

6 保険等への加入

参加者側において加入（傷害保険及び賠償責任保険に加入していることが分かる書類をご提出いただきます。）

7 参加に当たっての注意事項

- (1) 本プログラムへの参加は、学生個人単位での申込みを受け付けております（高校生を除く）。ただし、インターンシップ等への参加に当たって、学校側で手続きが必要な場合がありますので、必ず学校の規定等を確認の上、申込み（仮申込みを含む。）をお願いします。

- (2) 高校生が本プログラムに参加する場合、学校の承認が必要となります。申込み前に必ず学校及び保護者に相談した上で、申込みをお願いします。
- (3) 仮予約の後に、本申込及び必要書類の提出を行っていただきますが、各申込み・提出期限を過ぎた場合、本プログラムへの参加をお断りする場合がありますので、期限に余裕をもって準備をお願いします。

8 申込方法

- (1) 尾張旭市役所キャリア体験プログラム実施計画表を確認し、参加を希望するプログラムを決定する。
- (2) 希望するプログラムの担当部署に、直接電話連絡し、参加希望日初日の1か月前までに仮予約を行う。

※ 受け入れは先着順となりますので、場合によっては受け入れ不可となる場合があります。

- (3) 尾張旭市役所キャリア体験プログラムの本申込を行う。

ア 高校生以外の学生

本申込フォーム（市ホームページに二次元コード等を掲載）から参加希望日初日の3週間前までに申込みを行い、保険加入を証明する書類（詳細は「9 提出書類」を参照）を参加希望日初日の2週間前までに人事課宛てに郵送する。

イ 高校生

「9 提出書類」を参加希望日初日の3週間前までに人事課宛てに郵送する。

9 提出書類

- (1) 尾張旭市役所キャリア体験プログラム本申込書（高校生のみ）
- (2) 誓約書（高校生のみ）
- (3) 災害傷害保険及び賠償責任保険の加入を証明する書類、又はその写し（全員）

※ 学校で加入している保険（学生教育研究災害傷害保険など）は、学校が当体験プログラムへの参加を課外活動であると認めた場合のみ対象となりますので、必ず学校の規則に則った所定の手続きを行ってから、証明書を送付してください。

※ 御自身で加入している保険（保護者が加入している場合を含む。）の場合は、必ず保険会社等にインターンシップ等への参加中の事故等にも保険対象となるかの確認をお願いします。

10 書類送付先

尾張旭市役所 企画部 人事課 キャリア体験プログラム担当 宛
〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600番地1

11 遵守事項

- (1) 本プログラム参加中は参加する業務に専念し、職員の指示に従い、誠実に
行うこと。
- (2) 市の信用を傷つけ、若しくは市の不名誉となるような行為又は職場秩序を
乱すことをしないこと。
- (3) 実習中に知り得た個人情報等について、一切外部に漏らさないこと。また、
プログラム参加終了後も同様とする。
- (4) 故意又は過失により市に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うこと。
- (5) 本プログラム参加中に傷害等を受けた場合は、自己の責任において処理す
ること。

12 その他

- (1) プログラムの運営に支障があると認められる場合には、受入決定後であっ
ても、参加を中止することがあります。
- (2) 本要綱に定めのない事項については、別に市が定めます。

13 問合せ先

担当 尾張旭市役所企画部人事課人事研修係

電話 0561-76-8102（直通）